

次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立について

【提案先】 総務省

1. 提案内容

(1) 地方交付税総額の確保・充実、本県の財政需要を反映した交付税の算定

- 法定率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実、臨時財政対策債の縮減
- 地域の活性化の取組みを実施するため、歳出特別枠を維持
- 国家的財産である「琵琶湖」に係る財政需要に対する地方交付税等の適切な措置
- 地域の元気創造事業費にかかる算定指標の偏在是正
- 合併後の市町の姿に対応した地方交付税の適切な算定

(2) 地方税制度の見直し

- 地方消費税の清算基準の算定における「人口」の比率の拡大
- 法人事業税の製造業に係る分割基準の見直し

(3) 税制改正に伴う財源措置

- 自動車取得税の税率引下げ等および廃止による減収分にかかる、安定的な代替税財源の確保

2. 提案の理由

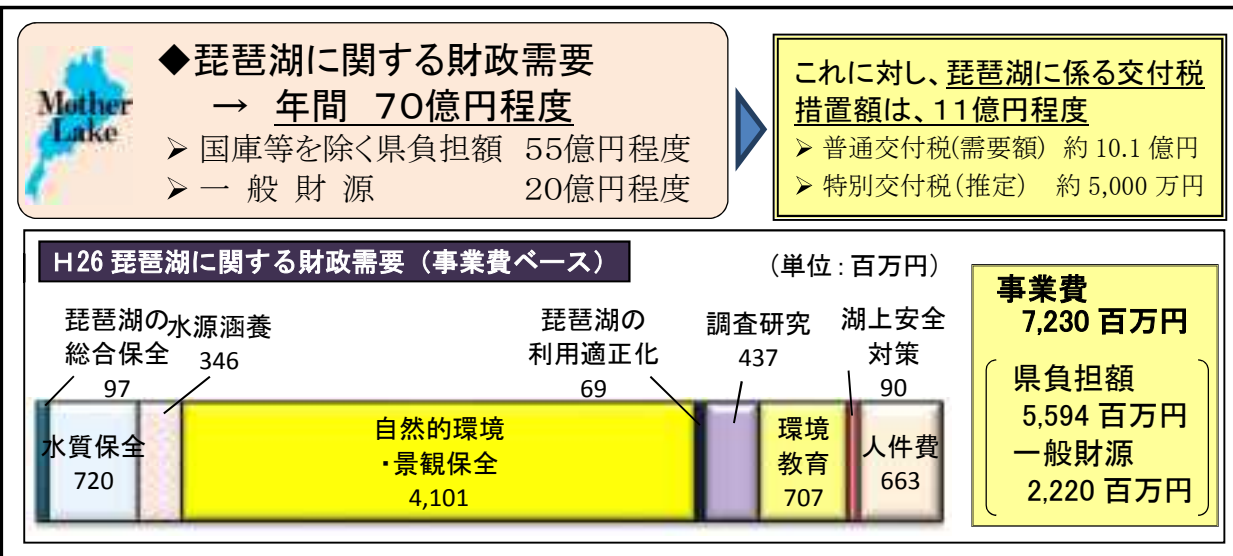
- 地方分権や少子高齢化の進展に伴い、地方が果たすべき役割は増大しており、とりわけ、地域経済の再生や雇用創出、少子高齢化対策、県民の安全・安心対策など直面する課題に的確に対応していくためには、地方交付税をはじめとする地方税財源の充実強化が不可欠
- 本県において、今後も一定の財源不足が見込まれるところであり、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていくため、歳出特別枠の維持継続が必要
- 国家的財産である「琵琶湖」の総合保全に向けて幅広い取組を進めており、多額の財政需要が生じているが、「琵琶湖」をはじめとする湖沼にかかる財政需要に対する地方交付税の算定においては、十分な措置が講じられていない状況
- 地域の元気創造事業費に係る算定指標について、地域経済活性化へ取り組むための指標として、地域経済への施策効果をより反映している地域経済活性化分にかかる指標を重点化すべき
- 国においては、平成の合併により大きく変化した市町村の姿に対応するため、地方交付税の算定方法の見直しに着手されているが、合併後の市町の実態や財政需要を的確に把握し、地域の実情を反映した算定方法に見直される必要がある

2. 提案の理由

- 地方消費税の清算基準は、供給側の統計を用いていることから、居住地であるべき最終消費地と税収帰属地に乖離が生じている。この乖離は、大都市近郊で県境を越えて購入することの多い滋賀県にとって影響が大きいことから、消費が税収に適切に反映するよう見直しが必要
- 事業活動の規模に着目して課税する法人事業税で、その規模が適切になるよう、製造業の分割基準で、設備状況を示す指標の追加や工場従業者比率の引上げが必要
- 自動車取得税は、消費税率 10%引上げ時に廃止が予定されているが、地方に減収が生じないよう、自動車税の見直し等による安定的な代替税財源の確保が必要

(本県の取組状況と課題)

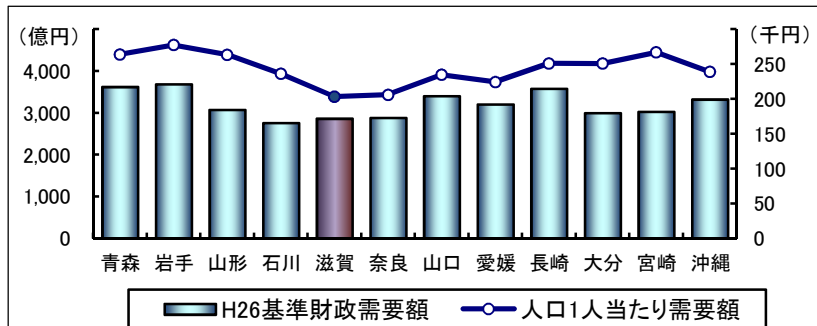
(1) 本県の財政需要を反映した地方交付税の算定



【参考】人口類似団体との普通交付税 (基準財政需要額) の比較

本県の普通交付税の基準財政需要額は、

- 人口類似 12 団体中、総額は2番目に少なく、人口1人当たりでは最も少ない。
- 全都道府県でも、総額は36番目、人口1人当たりは29番目で相対的に低い。



(2) 地域の元気創造事業費にかかる算定指標の偏在是正

H26年度 「地域の元気創造事業費」算定 (全国)

	行革努力分	地域経済活性化分	計
都道府県分	約 750 億円	約 125 億円	約 875 億円
市町村分	約 2,250 億円	約 375 億円	約 2,625 億円
	約 3,000 億円	約 500 億円	約 3,500 億円

施策効果をより反映できる地域経済活性化分に重点化を！

(本県の取組状況と課題)

(3) 合併後の市町の姿に対応した地方交付税の適切な算定

■平成の合併による市町村数の大幅な減

- 市町村の減少率 $\Delta 62.0\%$
- 全国で10番目に高い減少率

() の数値は左: 合併前市町村数
右: 合併後市町村数

■平成27年度から合併した10市町で合併算定替が段階的に縮減

算定替割増額 約194億 (平成26年度算定) → 平成33年度から全団体に一本算定

■合併後の市町の姿に対応した交付税の適切な算定が必要

※既に見直しが行われた支所に要する経費以外にも次の課題がある。

①ごみ処理等に関し、合併前から広域処理を行っていた事務については、合併による経費の削減効果が出にくくなっており、面積が広大な市町では多額の経費を要している

施設数	県内実数	交付税算定上標準とされる数値
ごみ処理場	2.1	1.6
し尿処理場	2.8	2.6

②住民に身近に利用されている公民館等は、住民サービスやコミュニティの維持・向上、防災対策に重要な役割を果たしており、一定の施設数が必要

施設数	県内実数	交付税算定上標準とされる数値
公民館	5.9	1.1
図書館	3.8	1.1

(4) 地方税制度の見直し

○地方消費税の清算基準の見直し

見直し案

現行: 小売年間販売額 (6), サービス業対個人事業収入額 (1), 人口 (1), 従業員数 (1)

見直し後: 人口により按分する小売年間販売額 (6), サービス業対個人事業収入額 (1), 人口 (1), 従業員数 (1)

本県影響(※):

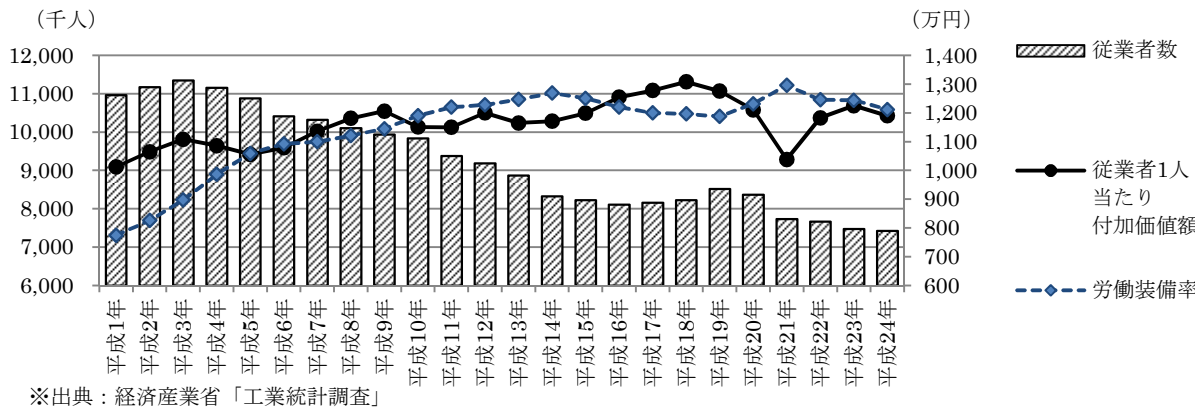
【現行】	【見直し後】
清算後税收額 39,607百万円	清算後税收額 41,669百万円 (約21億円の増収)
消費に相当するシェア 0.9284%	消費に相当するシェア 0.9768%

※25年度清算対象額(2兆5,094億円)を基に税率引上げ分(+0.7%相当)を加算した額(4兆2,660億円)により試算

(本県の取組状況と課題)

○法人事業税の分割基準の見直し

工場等事業所における従業者数等の推移 (全国ベース)



- 従業者数が減少傾向にある中で、従業者1人当たりの付加価値額は緩やかに増加。
- 設備の合理化を示す労働装備率も増加傾向にあり、企業は機械化等の設備投資によって、より少ない従業者数でも利益が確保できるようにしている。
- 滋賀県でも同様の傾向にあり、現行の分割基準が事業活動の規模を十分に反映していないのではないかと懸念。

製造業に係る法人事業税の分割基準の見直しを提案

- ①分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、工場従業者数に加えて、有形固定資産や償却資産など工場等事業所の設備状況を表す指標を用いる。
または
- ②法人事業税の分割基準における工場従事者数の比率（現行1.5倍）の引上げ。